

社会福祉法人はまゆう福祉会 役員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はまゆう福祉会（以下「法人」という。）の役員等の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(支給)

第2条 役員等の報酬は、定款第8条および第22条の規定に従い、勤務実態に即して支給するものとする。

2 法人の役員等に対して別表のとおり報酬を支給する。但し、役員が職員である場合は、これを支給しない。

3 報酬を受ける役員は、勤務実態の裏付けとなる書類を提出する。

4 役員報酬は、毎月10日（支給日が休日の場合は、休日の前日）に支払う。

改正 (H24. 6. 1) (H28. 6. 1) (H29. 4. 1)

(費用弁償)

第3条 役員等(理事、監事、評議員、運営適正化委員、第三者委員、顧問、職員等)が理事会、評議員会等に出席した場合は、別表のとおり費用を弁償する。

但し、理事会、評議員会が平日に開催される場合、職員及び報酬支給者には支給しない。

改正 (H28. 6. 1)

(旅費)

第4条 役員等が、法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額、日当、宿泊料等とする。

(改正)

第5条 この規程の改正については、社会福祉法人はまゆう福祉会評議員会(以下「評議員会」という。)の承認を受けて行う。

付 則

- (1) この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から適用する。
- (3) この規程は、平成 28 年 6 月 1 日から適用する。
- (4) この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- (5) この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- (6) この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- (7) この規程は、令和 5 年 6 月 3 日から適用する。

別 表

区 分		報 酬	費用弁償
法人の経営管理 (人事労務、財務、運営等) の職務を分掌する役員	理事長	(月額) 100,000	(月額) 実 費
	監事①	(年額) 100,000	実 費
	監事②	職務発生 の都度 3,500	
	理 事		
	評議員		
顧問、職員、運営適正化委員、第三者委員			

- (1) 監事①の職務は、社会福祉法人はまゆう福祉会定款第 19 条に定めるもののほか、運営・経営の合理化と透明性を担うための諮問をその都度受ける監事であるため、上記に定める監事①の報酬を支払うものとする。
- (2) 監事②は、監事①以外の者とする。
- (3) 理事長の費用弁償については、社会福祉法人はまゆう福祉会給与規定第 13 条に定める通勤手当と同等にする。

改定 (H28. 6. 1) (H29. 4. 1) (H30. 4. 1) (R3. 4. 1) (R5. 6. 3)